

秋の全国交通安全運動 9月21日水~30日金

「世界一の交通安全都市TOKYOを目指して」をスローガンに秋の全国交通安全運動が実施されます。

運動の重点

1. 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保

道路を横断する際は横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは信号に従うことなどの基本的な交通ルールを守りましょう。また、横断する際は必ず右左の安全を確かめて横断することを心掛けましょう。

2. 夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止および飲酒運転の根絶

夕暮れ時は自動車・自転車の前照灯を早めに点灯しましょう。

車を運転するときは、交通ルールを遵守し、「思いやり、ゆずり合い」の気持ちを持って安全運転を心掛けましょう。横断歩道は、歩行者優先です。横断しようとする人がいるときは、横断歩道の手前で一時停止して、歩行者に道を譲りましょう。横

断歩道付近に人がいるときは、すぐに停止できる速度で安全確認をしましょう。

ベテランドライバーであっても加齢に伴い身体機能が変化します。衝突被害軽減ブレーキなどを搭載した安全運転サポート車の利用も検討してください。また、運転に不安を感じた場合は、運転免許証の自主返納について家庭内で話し合いましょう。

自動車に乗ったら、前席も後席もシートベルトを着用し、チャイルドシートは正しく固定してください。

3. 自転車の交通ルール遵守の徹底

自転車は車と同じ「車両」です。スマートフォンを使用しながらの運転や暴走行為は絶対にやめましょう。業務運転中の自転車も、交通ルールを遵守し、安全運転を心掛けてください。

子供も大人も自転車用ヘルメットを着用しましょう。

定期的な点検・整備を受け、損害賠償保険への加入状況を確認しまし

よう。
◎区では、TSマーク取得費用の助成を行っています。

4. 二輪車の交通事故防止

二輪車の単独事故や右折時の事故が多く発生しています。速度超過が事故につながりやすいので、スピードを控え、ゆとりを持った運転を心掛けましょう。

ヘルメットの顎ひもをきちんと結束し、胸部プロテクターを着用しましょう。

5. 電動キックボード等の交通ルール遵守の徹底

電動キックボードを運転するには、車両区分に沿った運転免許証が必要です。道路においては、車道通行、左側通行、飲酒運転の禁止、信号を守るなど、道路交通法を遵守しましょう。

区内警察署の行事予定

別表1のとおり

中央区交通安全日

毎月10日(10日が土、日曜日に当たる月は直前の金曜日)を「中央区交通安全日」と定め、「一日交通安全運動の日」と位置づけて、関係機関・団体などが連携し、交通安全活動の推進および交通事故の抑止を図ります。

「ながらスマホ」は大変危険です

歩行中や自転車運転中の「ながらスマホ」は、自分自身が思っている以上に危険な行為です。スマートフォンや携帯電話を使うときは、周囲を確認しながら立ち止まり、通行の妨げにならない安全な場所で操作しましょう。

☎交通課交通対策係

☎(6278)8171

別表1 各警察署の主な行事予定

中央警察署 ☎(5651)0110

実施事項	日時	会場
「交通事故死ゼロを目指す日」区合同自転車マナーアップキャンペーン	9月30日(金) 午前10時30分~11時30分	江戸橋北交差点

久松警察署 ☎(3661)0110

実施事項	日時	会場
区合同自転車ストップ作戦	9月30日(金) 午前7時45分~8時45分	東日本橋交差点

築地警察署 ☎(3543)0110

実施事項	日時	会場
「交通事故死ゼロを目指す日」区合同自転車マナーアップキャンペーン	9月30日(金) 午前10時~11時	勝どき橋西交差点

月島警察署 ☎(3534)0110

実施事項	日時	会場
区合同自転車マナーアップキャンペーン	9月22日(木) 午後2時~3時	月二幼小前交差点

令和4年上半期(1月~6月) 交通事故発生状況

今年上半期の交通事故発生状況は別表2のとおりです。

都内の交通事故は、去年同期に比べ、発生件数および負傷者数は増加しました。また、区内の発生件数、死者数および負傷者数のいずれも増加しています。

さらに、夕暮れ時が早くなる秋から年末にかけて交通事故が増加する傾向にあります。歩行者も自転車利用者も交通ルールをきちんと守り、正しい交通マナーを実践することが、交通安全への第一歩です。一人一人が

交通安全の意識を高め、交通事故の被害者や加害者にならないように気を付けましょう。

☎交通課交通対策係

☎(6278)8171

別表2 交通事故発生状況(1月~6月)

区分	発生件数	死者数	重傷者数	軽傷者数	
中央区	令和4年	311	1	9	356
	令和3年	289	0	12	304
	増減数	22	1	△3	52
東京都	令和4年	14,599	57	600	15,460
	令和3年	13,054	57	839	13,678
	増減数	1,545	0	△239	1,782

後期高齢者医療制度

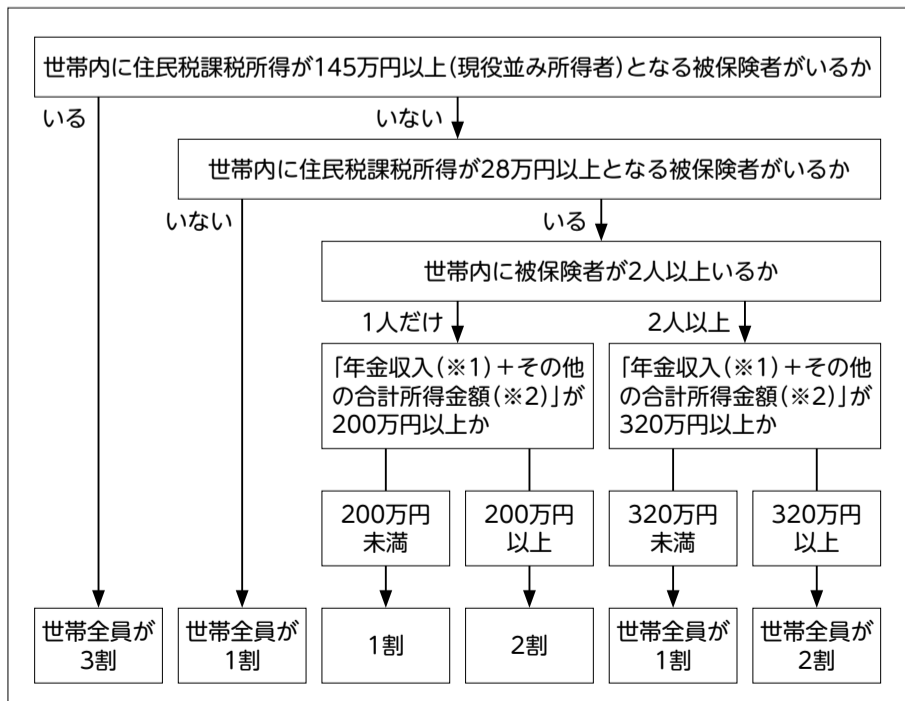
自己負担割合の見直しに伴う対応

自己負担割合の再判定と被保険者証の更新

令和4年10月1日から自己負担割

合「1割」「3割」に加え、新たに「2割」が追加されます。一定以上の所得のある方は、3割負担の方を除き、

別表3 自己負担割合判定チャート



(※1) 「年金収入」とは、公的年金控除などを差し引く前の金額です。また、遺族年金や障害年金は含まれません。
(※2) 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入などから必要経費や給与所得控除などを差し引いた後の金額です。

自己負担割合が「2割」になります。判定方法は、別表3のとおりです。現在お使いの被保険者証(藤色)の有効期間は、9月30日までです。10月1日から使える新しい被保険者証(水色)は、全被保険者に対し、簡易書留で9月中旬頃お送りします。

高額療養費支給事前申請書の送付

2割負担となる方の急激な自己負担額の増加を抑えるために、10月1日から令和7年9月30日までの3年間について、外来医療の負担増加額の上限を1カ月あたり最大3,000円までとし、上限額を超えて支払った金額は高額療養費として支給する配慮措置が開始されます。

これに伴い、2割負担となる方で、これまでに高額療養費の口座登録がされていない方に対して、高額療養費支給事前申請書を9月中旬頃にお送りします。

お手元に事前申請書が届きましたら、必要事項を記入し添付書類とともに、同封の返信用封筒で期限内に郵送でご提出ください。この事前申請書を期限内に提出することにより、円滑に支給を受けることができます。申請の際には①被保険者証のコピー、②振込先の金融機関口座確認書類のコピーが必要となります。高額療養費支給事前申請書の記載方法などについては、申請書に記載のあるコールセンターにお問い合わせください。

自己負担割合の再判定と被保険者証の更新について

☎(3546)5362

高額療養費支給事前申請書の送付について

☎(3546)5360

公証週間

未来への約束を、公正証書が守ります

無料電話公証相談

日時
10月1日(土)~7日(金)
午前9時30分~正午、午後1時~4時30分

電話相談の専用番号

☎(3502)8239
☎東京公証人会
☎(3502)8050

凡例 問い合わせ(申込)先 HP ホームページアドレス Eメールアドレス